

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
---------	---------------------------------

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

整理番号	1	2	3
事業所の名称	知事部局・教育委員会事務局・県立学校	病院局	議会事務局
事業所の所在地	高松市番町 4-1-10 〃 天神前 6-1	高松市番町 4-1-10	高松市番町 4-1-10
自動車の使用台数	312	6	4

整理番号	4	合計
事業所の名称	警察本部	—
事業所の所在地	高松市番町 4-1-10	—
自動車の使用台数	602	924

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

公用車については、代替可能な電動車（EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）及びHV（ハイブリッド自動車））がない場合等を除き、新規購入・更新（リースを含む）についてはすべて電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも令和 12（2030）年度までにすべて電動車をめざすとともに、使用に際しては、電動車や低公害かつ低燃費な自動車を優先的に使用するほか、アイドリング・ストップやエコドライブの徹底など、温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制に努める。

3 排出ガスの排出量が少ない自動車の導入に係る事項

	令和 7 年度末時点の台数	令和 12 年度末時点の台数
総自動車台数	924	924
電動車の台数	142	301
導入割合	15.4%	32.6%

4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項 目	内 容
自動車の使用抑制	● 近距離の用務には、原則として、徒歩や自転車を利用する。 ● 業務の効率性も考慮しながら、可能な限り公共交通機関を利用する。 ● 合理的な走行ルートを選択、同一方面への相乗り等、効率的な車両の運行に努める。
自動車の適正な整備	● 職員に日常点検* を徹底するとともに、エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を実施する。
自動車の適正な運転	● 荷物の積み降ろしの際等、停車中はこまめにエンジンを切るアイドリング・ストップを徹底する。 ● 空ぶかしや急発進・急加速をしない。 ● カーエアコンを使用する場合には、過度な冷暖房とならないように努める。 ● タイヤの空気圧の調整等、定期的な点検・整備を行う。

* 日常点検の内容：

1 日 1 回、運転の前には必ず日常点検を行い、異常が認められたときは、速やかに指定連絡先及び総務学事課・管理担当課に連絡し、指定整備工場で点検整備を受けてください。

点検項目

エンジンルーム内	● ウィンドウォッシャー液の噴射状態、ワイパーのふき取り状態、警音器の作動状況 ● ブレーキリザーブタンク内の液量 ● バッテリーの液量 ● ラジエータの水量 ● エンジンオイルの量 ● ファンベルトの張り具合、損傷の有無
車まわり	● 車の周囲の点検（車体の損傷箇所の有無） ● タイヤのたわみ・空気圧、亀裂・損傷、溝の深さ、異常な磨耗 ● 灯火装置、方向指示器、ブレーキランプの点灯・点滅具合・汚れ・損傷
運転席で	● ブレーキペダルの踏みしろ ● 駐車ブレーキレバーの引きしろ ● エンジンのかかり具合・異音 ● 燃料計等計器の作動状況 ● ハンドルの遊び具合 ● シートベルトの損傷・取付け状態 ● 燃料補給必要性の有無
走行して	● エンジンの低速・加速の状態（回転はスムーズか） ● ブレーキの効き具合

5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

かがわエコオフィス計画に基づく推進体制及び進行管理の手続きにより、本計画の円滑かつ効果的な推進を図る。